

所得か自立生活か…わが国の障害年金をめぐる今日的課題

山村りつ

1. はじめに

近年、わが国のみならず世界的な潮流として、障害者の自立と社会的包摶に関する議論が展開し、それとともに社会・政策・文化あらゆる側面における概念上と実際上の変化がみられるようになってきた。特に障害者に対する社会サービス供給のための制度は、大きく変化してきている。

障害者に対する社会政策についての議論のなかで、比較的初期からみられる基本的イシューである障害者への所得保障制度も、一部の国々の例ではそのような近年の障害や障害者を取り巻く概念上・実際上の変化の影響を受けている。しかしながら、わが国の障害者の所得保障とその中心を為す障害年金制度については、そのような影響をほとんど受けていないといえる。

そもそも、現在まで、わが国における障害者の所得保障に関する議論は盛んに行われてきたとはいひ難い。障害者に関する政策上の議論の中心は、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の成立以降は特に、所得保障よりも社会サービスの供給に関するものにおかれてきた。また、同法との関連もあつて、障害者の就労に関する議論も以前に比べれば格段に広く行われるようになつてゐるが、それらは政策的というよりは実践的なものが中心となつてゐる。

所得保障政策全体でみれば、主に財政的な側面にみられる将来に向けた懸念のもとで、さまざまな議論と、そして実際にいくつかの改革がこれまでにもみられる。さらに、それでもなおその懸念を払拭することはできず、さらなる改革の議論が現在進行形で展開されている。ここで議論の対象となつてゐる主な制度が、年金制度と生活保護制度である。

国民の所得保障を目的のひとつとしたこの二つの制度は、実際はいずれも障害者の生活に大きく関連したものであり、特に年金制度はわが国の障害者の所得保障の軸となるものである（山田二〇〇一）。しかしながら、上述の所得保障に関する議論は、いずれも障害者を対象として捉えたものではほぼない。年金制度についていえば、高齢者、いわゆる老齢年金が議論の中心であり、生活保護制度では同様に高齢者と、近年増加傾向にある「その他世帯」（高齢・母子・傷病・障害の世帯類型に分類されない世帯）、そして何より全体としての受給世帯数・受給者数の増加がより大きな関心を集めている。

このように、障害者に対する所得保障が社会政策領域における中心的な論点にならずにきた要因には、絶対数におけるマイノリティであること、また彼らがこれまでわが国では家族による保護の下に収まってきたことなどが考えられる。また、生産主義を背景とした障害者の社会的位置づけが、彼らを当然に公的な所得保障の対象となる存在とし

てきたことも指摘すべきだろう。これらが相まって、制度のあり方やその程度、手法について十分な議論がされずについた結果、障害者に対する所得保障制度は、他方で生じた障害者福祉領域に見られる変化の影響を受ける機会もほとんどないままにきたといえる。

しかしながら、冒頭に述べたように、現在の障害者を取り巻く状況は大きく変化している。障害者の自立と社会参加が叫ばれるようになり、家族による障害者の保護はそれらを阻害する要因として時には忌避されることもある。自立と社会参加の概念は、直接的あるいは間接的に障害者の一般労働市場への移行を後押しし、また、技術や医療、リハビリテーションの進歩、さらには産業構造の変化などによつて、実際に障害者の就労の可能性も高まつているといえる。

このような社会的変化は、障害者の所得保障のありようについて、これまでの前提をすべて取り払つたところから今一度検討しなおす必要性を喚起する。そして、現在の問題とこれからの方針についてのビジョンを示すことが求められているといえる。

2・所得保障制度と年金

2-1-1・障害者の所得保障制度

障害者の所得保障のための制度にはさまざまなものがあるが、百瀬（二〇〇八）は、その手段から、障害者に対する公的保障を労災制度・年金制度・手当制度・公的扶助および類似の制度の四つに分類している。彼によれば、これらの手段はそれぞれに、労災制度は雇用主の障害に対する補償責任、年金制度は生活費の保障、手当制度は障害に伴

う追加的出費の補填などの役割を主に担うとされる。そして、全体として公的所得保障制度は、障害者の経済的自立と同時にあらゆる社会的側面への参加の促進の役割を担うとする。

わが国の場合、障害者に対する公的保障は、年金制度と労災保険制度による対応が前提とされ、それが利用できないものには公的扶助制度（生活保護）で対応するという形を取る。そのうちでも、年金制度は（理論上）国民皆年金の体制をとり、すべての国民に対して、彼らが障害を負った場合の経済的支援を提供するものとして、その基盤を成すものと考へることができる。

一方で、保障されるべきは何かという点から考へた場合、障害者の生活には、すべて万人が共通して必要とする生活のための費用と、障害を負っていることによつて付加的に発生する費用とがあることに注意が必要である。

公的な所得保障制度によつて保障すべき範囲については判断の分かれるところではあるが、少なくとも同等の生活水準を維持するために、障害者は障害をもたない者以上の経費を必要とするものであり、その点をどのように考慮に入れるかという点が一つの課題となる。

そのような追加的出費の補填はさまざまなもので行われるが（永野一〇一三）、わが国の場合もそうであるように、その追加的出費の一因である「支援」を社会サービスによつて提供することで、実質的な追加的出費の補填を行うことも考えられる。その場合、これらの社会サービス制度は所得保障制度とは一線を画したものとして捉えられる傾向があるが、障害者の生活保障という点でみれば、障害をもたない者であれば負う必要のない経済的負担を、障害者自身の自己負担に任せることではなく、社会サービスを通じて現物給付による所得保障の代替を行つていると取ることもできる。

いざれにしても、わが国の障害者の所得保障制度は、年金制度によつてその中核が構成され、そのほかの労災保険制度、手当制度、社会サービス制度等によつて補強されていると考へえることができる。

2-2. わが国の年金制度の概要

障害者の所得保障制度の中心となる障害年金は、わが国の老齢年金および遺族年金とともに国民年金制度の一部として組み込まれており、そのいざれも基礎年金と厚生年金が存在する。このうち、前者が国民年金法に、後者が厚生年金保険法に規定されている。

これらの法律に基づく障害年金の目的は、それぞれ、「老齢、障害又は死亡によつて国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与すること」（基礎年金）、「労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること」（厚生年金）とされている。また、国民年金法では、それが「日本国憲法第二十五条规定する理念に基くものである」とされる。

これらの法文上の目的を見る限り、公的年金制度の目的の一つは、被保険者やその家族の生活の安定の維持と彼らの Well-being の向上にあるといえる。また百瀬（二〇〇八）はより具体的にその役割を上げている。すなわち、障害者の公的保障制度は第一義的に障害者の生存権保障の役割を担い、障害者やその家族の生活が最低生活水準以下に陥ることを防ぎ、また障害者の経済的自立と社会生活における参加の促進を支えるものであるとする。

これらのことから、障害年金の目的は単に障害によつて失われる勤労所得の補填だけでなく、それを手段として障

害者の生存権を保障することであり、また障害者の社会生活の質を向上させることだということができる。

これらの目的に準じて、まず基礎年金はすべての国民を対象とし、一律の保険料額と年金額が設定されている（ただし、障害の程度により年金額には二つの段階がある）。一方で、厚生年金については報酬比例制度を採つており、障害年金の受給者となるまでの賃金水準によつて年金額が異なる。また厚生年金は、雇用された者のみが加入できるため、自営業者や働いたことのない者（主婦や学生を含む）は加入することができなく、年金も受給できない。

また、いずれも受給用件が定められており、一つは年金加入期間中に初診日があることと、もう一つには保険料の納付要件として、初診日のあつた月の前々月までの年金加入期間の二／三以上⁽²⁾の期間について、保険料が納付または免除されていることなどがある。これらの要件は老齢年金の場合と比べれば比較的緩いと見ることもできるが、それでもなおこの要件を満たすことのできない者は存在する。

年金の受給額は、障害の等級によつて定められている。基礎障害年金については一級と二級までが受給可能であり、二級が老齢基礎年金と同等の額、一級がその一・二五倍となつていて、そのほか、受給者自身に子どもがいる場合には加算がされる。ちなみに、一〇一四年四月から適用されている年金額では、一級が九六六〇〇〇円、二級が七七二八〇〇円で、子の加算が一人目までは一人当たり一二三四〇〇円、三人目以降は七四一〇〇円（いずれも年額）である。一方、厚生障害年金は、一～三級までに給付されるが、一級の場合は二級の一・二五倍、二級と三級は同じで報酬比例に基づいて算出された年金額となる。ただし、三級の場合には基礎年金部分が支給されないことになり、さらに二級には受給者自身に配偶者がいた場合の加算がある。そのほか厚生年金の場合には、報酬比例によるため基準となる報酬額によつては年金額が非常に低くなる場合があるため、最低保障額（一〇一四年四月で五七九七〇〇円）が

定められている。

2-3. 制度の一般的課題

障害年金について指摘される課題の一つに、障害認定の問題がある。障害認定は、その結果によつて給付される額が異なり、特に二級か三級かの違いは基礎年金を給付できるかどうかの判断を分けるため、障害当事者にとつては切実な問題である。

多くの国々と同様にわが国でも、各種制度における「障害者」は、実務上も認識上も概ね身体障害者を指しているところからスタートし、その後、知的障害者や精神障害者へとその対象を拡大している。

身体障害の多くは、その機能・形態障害が医学的・運動学的にひとつつの指標に当てはめて障害の程度を客観的に示しやすいところがある。しかし、知的障害や精神障害などへと障害の定義が拡大されると、それらの障害の程度を客観的指標で示す難しさが浮き彫りとなつた。たとえば年金に係る運営業務を担う日本年金機構が示す年金制度における障害程度の基準においても、身体障害は多くが具体的な数値基準で示されているのに対し、精神障害の場合には「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」「日常生活に著しい制限を受ける程度」という抽象的な表現となつてている。そのため、特に精神障害者の障害年金受給には医師の「協力」が不可欠であるという認識が広まつてしまつてきえいる。

また、身体障害者の場合の客観的指標についても課題はある。後述する障害の社会モデルに基づけば、障害の程度はその人が置かれた環境のなかで規定されるものである。その点を考慮すれば、身体障害者であつても、主に医学的

指標によつて認定された障害の程度と実際の生活のなかでの障害の程度が一致しない状況は十分に考えられる。このことは、障害の種別にかかわらず、障害をもちながらそれに見合つた認定を受けられない障害者がいる可能性と同時に、実際の生活上の障害の程度よりも重度の認定を受ける障害者もいることを示唆している。

障害年金制度のもう一つの課題は、いわゆる無年金者問題である。わが国の公的障害年金は「皆保険」を謳つており、理論的にはすべての国民を包摂するものである。しかしながら実際には、障害年金の受給資格をもたない者が存在する。

無年金問題のなかでも大きな社会的イシューとなつたのが、学生の無年金問題である。国民年金法が施行された一九五九年の時点から、実際にはいくつかの加入を強制されないグループが存在した。その一つが学生（主には大学生）であり、彼らは二〇歳を過ぎても国民年金への加入を任意とされた。もちろん、大学を卒業し就職すれば強制加入となるのだが、この任意加入期間に加入していない者が障害を負つた場合、当然のことながら障害年金は受給できないという事態が起きた。そして二〇〇一年にその状況に置かれた無年金障害者三〇名によつて、そのような不備のある法律に対しても適切な立法措置を取らなかつた国の責任を問う裁判が起こされた。これらの裁判では国家賠償請求に対しては認容されたが、国の責任や不支給決定の取消請求は認められなかつた（川崎二〇〇四、村田二〇〇九）。

学生の無年金問題は制度的根本的欠陥によるものといえ、現在ではその欠陥も修正されている。一方で、保険料の未納（理由はさまざま）によつて受給資格をもたない者は、現在の制度でも発生している。基本的に会社勤めをしている者であれば給与天引きによつて強制的に支払いが行われているが、自営業者や無職の者、また現在では非正規雇用

などで会社を経由した徴収が行われない場合で保険料の未納が起こりやすくなっている。しかも特に後者は、経済的余裕が少ない場合が多く、それも保険料未納の一因であることが指摘されている（磯野二〇一〇）。

障害年金の受給資格のない者については、現在、二〇〇四年の「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」によつて特別障害者給付金が支給される体制が採られている。この制度は、支給水準こそ障害基礎年金には及ばないが、何らかの理由で障害年金の受給資格のない者への所得保障制度として運用されている。

障害年金の課題として最後にあげておきたいのが、給付水準の問題である。ここで、先述した障害基礎年金の水準をみると、月額にして六万五千円程度となる。生活保護の生活扶助の基準額（一人暮らしの場合）が概ね七～八万円であることを考えると、この基礎年金の額を見る限り、住居費を必要としない場合で最低限の必要に足る程度の金額だといえるだろう。その点からすると、障害基礎年金だけで国民年金法に示された同制度の目的である「安定した生活を維持」することができるかという点については疑問が生じる。

ただし、男性稼ぎ手による家族の扶養を前提として社会保障制度を発展させてきたわが国の場合（宮本二〇一三）、障害を負う以前に働いていた者には報酬比例による厚生年金制度があり、一方で働いていなかつた者は誰かに扶養されていていたという想定から、その扶養者の状況に変化が無ければ大きくその生活の安定を脅かすものではないという考えに至る。

それでは障害厚生年金の水準はどの程度かというと、基礎年金と併せて障害を負う以前の所得には遠く及ばないのが実情である。たとえば、一部の試算によれば、受傷以前の年収が六〇〇万円であった者（扶養されている配偶者および子どもがないとして）が障害等級一級とされた場合、厚生年金加入期間が一五年以下であれば基礎年金と併せて概

ね年額一〇〇万程度となり、四〇年の加入期間でも三〇〇万円に及ばない⁽³⁾。

この障害年金の給付水準の概観から分かることの一つは、その水準が少なくとも（受傷前に働いていた者については）以前の所得水準を保障できるほどのものではないということであろう。そこで考えなければならなくなるのは、そもそも障害年金が保障すべき所得水準がどの程度のものであるかということである。この点については、次項の「自立の観点からみる障害年金の課題」で詳しく触れたい。

障害年金の制度については、ほかにも課題が無いわけではないが、保険制度全体のもつ課題、すなわち老齢年金の今後の運営に関わる、将来の受給者の増加と拠出者の減少のもとでどのように老齢年金を維持していくかという課題に大きな注目が集まり、障害年金の課題には社会的関心が集まらない状況がある。あるいは、そもそもそのような、老齢年金と同一制度に組み込まれている制度体制を問題とし、それとは切り離した年金制度、あるいは公的扶助型の給付とすべきとする指摘もある（百瀬一〇〇八）。

3. 障害者をめぐる社会的状況

ここまで障害者の所得保障、なかでも年金制度の概要について確認してきた。一方で、それらの制度によつて保障されることが期待される障害者の「生活」の部分では、障害の概念の変化とともに大きな変化が起き、上述の制度が設計された当時とは異なる様相がみられるようになつてゐる。ここでは、次節以降の年金制度と障害者の自立の関係についての議論に向けて、この障害者の生活領域にみられる変化について整理しておく。

3-1-1. 自立と社会参加への傾倒

長らく「無能力者」として位置づけられてきた障害者の存在は、二〇世紀後半に入つた頃から、その社会的位置づけが大きく変化してきた。あらゆる側面における人権意識の高まりを背景として、ヨーロッパで発生したノーマライゼーションの思想や、アメリカにおけるIL運動など、障害者がそれまで失われていた権利や利益を獲得するための動きが具体的にみられるようになつた。これらの活動によつて目指された利益とは、障害を持たない人々と同じような生活（を送ること）であり、まずは空間的な意味において障害をもつ人々が社会に出て行くことを後押しした。そして医学や設備、物理的環境の進歩が、さらにそれを促進させた。

空間的に障害者の社会進出が進むと同時に、一方で障害の概念の変化がもたらされた。障害の社会モデルが登場し、障害と障害者に対する認識を変化させていった。社会モデルとは、医学的見地に基づく客観的指標によつて障害の種類や程度を「診断」する医学モデルに対し、その個人の置かれた状況や個別の状態において障害の状況を評価しようとするものである。つまり、医学的には同じ障害（四肢の欠損や機能障害）であつても、環境が整つていたり、その障害が影響するような能力が問われない状況であれば、実質的に障害が軽い、あるいは無いとされる場合もあるし、またその逆も起こりうるとするのが、社会モデルにおける「障害」である。

この社会モデルは、「心身の機能障害をもつ者」を「障害者」にさせる社会的要因への視座をもたらした。それは同時に、それらの社会的要因の考慮なしに障害を規定することはできない、換言すれば、その社会的要因次第で障害者の「能力」は無限であることを意味するようにもなつた。

これらの変化により絶対的な「無能力者」としての位置づけから解放された障害者が目指したのは、自立であつた。

すなわち、それまで誰かに依存し庇護の下に置かれた存在から、一人の自立した個人としての存在が希求されたのである。そのことは、続く「社会的な参加」の欲求へと発展する。個人として自立した者は、何らかの社会的役割を果たす存在となることで、その存在に意義を認めることを欲したのである。

このような変化は、障害者自身の認識における変化でもあつたし、同時に社会的な変化でもあつた。障害者が自立し、社会参加できるような社会が望ましい社会のあり方として認識され、制度・政策上でもそれを後押しするような変革が為された。それに伴つて実際の生活の中に障害者が登場するようになれば、人々の認識にも少なからず影響を与えるようになつた。

さらに、必ずしも障害者とは関係のないところで発生した社会的包摶⁽⁴⁾の概念も、障害者の分野において用いられるようになつてきた。ここには、障害者の社会参加への切望と公的な制度や政策における変革を受けてもなお、それを阻む社会環境や構造的欠陥に対する批判的な意識が表れていると考えられる。さまざまな社会構造が複合的に機能することで障害者が障害者らしく生きることを余儀なくされ、その結果として社会的に排除される状況が、障害者の社会参加を阻んでいることへの視座が含まれている。

このように、障害者の自立と社会参加、そして社会的包摶を求める動きがここ数十年の間で継続的にみられている。そのなかで具体的な目標として目指されるようになつてしているのが、親や養護者からの独立、自己決定の実現、そして労働市場への参加などである。これらは、自立と社会参加の具現化された形であるのと同時に、そのための手段としても捉えられる。そしてこれらの目標は実際に、自立支援の実施、社会サービスの措置から契約への変更、就労支援サービスの重点化などの形で具体化されている。

これらの具体的目標のいずれとも不可分な関係にあるのが経済的自立である。そもそも自立の概念においては、経済的自立に偏った価値基準に対する批判的意見が以前からみられ、必ずしも経済的自立によらない自立のあり方が模索されてきた。そのなかで「自立よりも自律を」という発想が生まれ、そこから自己決定・自己選択重視の考えが、自立生活やQOL向上の文脈のなかで大きくなってきた経緯がある。しかしながら、経済的自立がそれ以外の面での自立した生活や自己決定の実現に大きく寄与するものであることも事実である。そしてこの点をもつて、障害者の所得保障制度は、単なる所得の保障・補填というだけでなく、障害者の生存権保障に大きな影響を与える要素の一つであるということができる。

また同時に、所得保障政策には常に稼得能力についての関心が伴う。なぜならば、障害者への所得保障を正当化する要素の一つが、障害に伴う労働のための能力すなわち稼得能力の低下もしくは喪失であるためである。そのため、いくつかの所得保障政策では所得保障の受給資格や受給額の判定に労働に関する能力の評価が反映されている（OECD二〇〇三＝岡部訳二〇〇四）。障害の社会モデルの登場は、この稼得能力についても、それまでの医学モデルに基づく障害の程度と比例させたものではない、また別の労働および稼得能力の考え方をもたらすものとなつた。

3-2. 障害概念と固定された二項関係

以前の障害者に対する認識では、障害の程度と自立の程度、そして必要な支援とさらにはその稼得能力といった項目間の関係において、図1に示すような固定化された二項関係が前提とされていた。つまり、障害が重度であるほど自立が困難で、多くの支援を必要とし、また稼得能力が低い（あるいは無い）という前提である。しかしながら、障

害の概念と彼らの実際の生活状況の変化により、この二項関係は徐々に崩されつつある。それが、もう一つの重要な変化である。

繰り返しになるが、障害の概念における大きな変化の一つは、医学モデルから社会モデルへの展開である。この変化により、最終的に現在では、障害の概念は機能・形態障害 (Impairment) と能力障害 (Disability) と社会的不利 (Handicap) の三つのレベルが明確に分けられるようになつた。また生活機能構造モデルを示した国際生活機能分類 (ICF) では、さらにこれらを「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の状態として捉え、これらの三つのレベルは直線的あるいは一方向の因果関係をもつものではなく、環境因子および個人因子を含めて相互に作用しあいながら、その個人の障害を構成するものだと考える。

このような障害の概念レベルにおける変化のなかで、まずは自立と支援の関係に変化が生じた。かつて「自立」は「支援を受けずに自分でできること」を暗に意味していた。それが、社会サービスや合理的配慮などの「支援を受けながら自立する」ものへと変化した。また、経済的自立に固執して語られていた障害者の自立生活が、自律への志向を中心とするようになるにつれ、その自律を保障するための支援が求められるようになつた。言うなれば、障害者から障害のない者に回復することが求められた時代から、障害者が障害者のままで他の者と同等の価

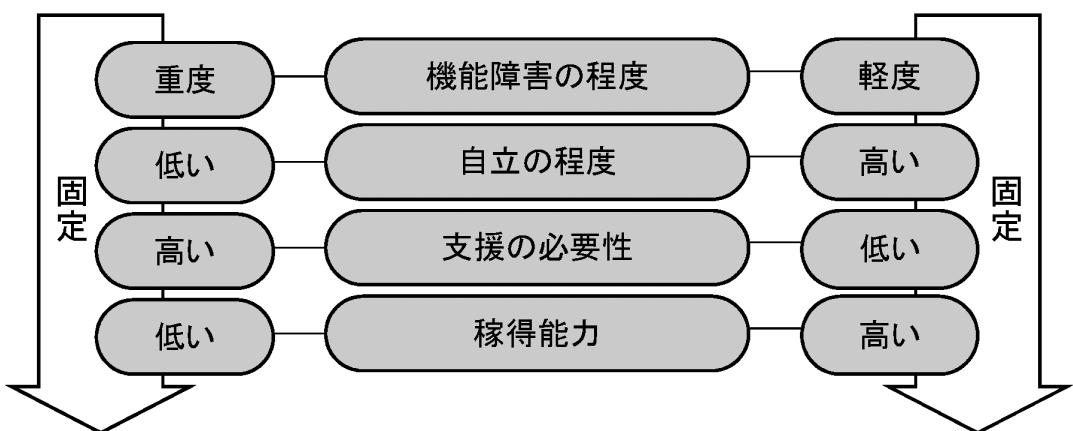


図1：障害の概念における固定された二項関係

値のある生活を送ることが目指されるようになつたのである。

さらに、機能・形態障害と稼得能力の関係も変化する。社会モデルという新たなモデルに基づけば、稼得能力は個人的要素だけでなく個々の障害者の置かれた物理的・社会的・文化的環境によつて規定されるものであり、またそれらの環境によつて向上したり低下したりするものとなる。医学や技術の進歩によつて、障害者自身の機能障害を改善させるだけでなく、環境の調整によつても稼得能力は左右されるのである。すなわち、その環境次第で障害者を無能力者にも有能な労働人口の一員とすることもできるのであり、そこには絶対的、あるいは普遍的な障害者の労働や稼得能力の水準は存在しないといえる。結果、これまでの機能・形態障害や能力障害と稼得能力の間の、直線的あるいは正比例の関係は否定されることとなつた。

ここに、長らく障害者支援領域において定着していた（そして一部ではまだ定着している）、障害程度と自立程度、支援の必要性、そして稼得能力の程度の間の固定された二項関係が崩されることとなつた。しかし、ここで着目すべき点の一つは、これまでの障害者政策の多くが、この固定された二項関係、すなわち障害が重い者ほど自立の度合いが低く支援を必要とし、且つ稼得能力をもたない、という前提を基に構築されてきたということである。

4. 障害年金制度と障害者の自立

ここまで障害の所得保障制度およびわが国の障害年金制度の概要と、一方で障害者の生活を取り巻く変化、特に障害の概念の変化とそれに伴う自立と社会参加への傾倒について述べてきた。ここからは、この二つの足がかりに、障害者の自立と障害年金の関係について明らかにしていく。

4-1. 年金制度における稼得能力

① 「障害」と「稼得能力」の関係と制度の矛盾

元来、障害年金制度は、労災保険制度や生活保護制度とは違い、稼得能力との関係がそれほど厳密ではないところに置かれてきた。社会保険制度らしく、年金受給の資格とその額は、基本的に加入期間と拠出額、そして障害等級に応じている。そしてこの障害等級による額の変化は、稼得能力というよりも障害程度が重度になるほど必要になる追加的負担に対応したものとして位置づけられる。一方で、厚生年金制度を設けることにより、受傷以前の賃金水準の差を給付額にも比例させている。

ここで、年金制度が失われた稼得能力に相当する所得を保障するものとみなすのであれば、受傷前の賃金水準が年金受給額と比例するこの構造をみる限り、そこには、障害の程度や個人の環境にかかわらず皆同等に稼得能力を失うという前提が存在するはずである。そしてもちろん、このような構造は、障害と稼得能力の喪失の関係を詳細に分析した上でのことではなく、おそらく障害者＝稼得能力無しとした、さらに以前の前提から生まれていると考えることができる。

医学モデルと、そして身体障害を中心とした以前の障害の認識の下では、その構造で大きな問題はなかつただろう。しかし現在では状況が変わっている。障害の社会モデルに基づけば、障害の有無や程度と稼得能力は必ずしも連動しない。それは、急速な技術革新とそれに伴う働き方の変化によって、さらに現実的な事実となつていて。

稼得能力の喪失の程度が一樣でないのだとすれば、単に受傷前の賃金水準のみに基づいた給付額の決定方式では、

実質的な稼得能力の補填は必ずしも実現しない。障害年金制度および特別障害給付金制度には所得制限の規定も存在するが、それは非常に緩やかなものである。⁽⁶⁾結果的に、環境要因などに規定された受傷後の実際の稼得状況が経済状況に直結し、同様の障害を負つた場合でも大きな差が生まれるという状況が発生する。それは時には、受傷以前の賃金水準の差を逆転することにもなる。

また同時に障害等級に応じた給付水準の決定にも課題が伴う。なぜなら同様に、障害が重度であるからといって、障害に伴う追加的負担がそれに比例することは限らないからである。障害が重度になれば追加的な負担が増加することは予測できるが、一方で軽度だからといって追加的負担が無くなるということではないのである。

このように、障害の程度に比例して稼得能力が喪失されるという前提のもとでは、年金制度による所得保障を受けた結果として障害者が得る経済水準に、大きな格差が生まれてしまう可能性がある。これは、見方によつては結果（給付後の生活）の平等か機会（受給額）の平等かという議論にも取れる。いずれにしても、少なくとも現在の年金制度は、このような稼得能力の実態の変化とその影響を十分に考慮したものではないといえる。

② 生活に係る費用と追加的費用

障害の概念と障害者の生活の実態が変化した現在、われわれは障害年金制度が果たして何を保障するものであるのか、という点に今一度立ち返らなければならない。

百瀬（二〇〇八）がいうように、障害者の所得保障には失われた稼得能力の補填と障害に伴つて生じる追加的負担に対する補填の二つの側面がある。また彼は、前者を生活に係る費用の保障と位置付けるが、これは受傷前の生活水準から試算されると考えることができる。後者については、主に医療や物理的・人的支援サービスの獲得のために発

生するものであり、言わば障害のある者だけが負う必要経費である。

この二つの項目、生活に係る費用と追加的費用について、わが国の障害年金制度では、その明確な区分や保障の対象についての明言はされておらず、この両者は実質的に一体のものとして給付されているといえる。

障害を負うことが即稼得能力の喪失を意味していた時代にあっては、失われた稼得能力を受傷前の賃金水準に準ずるものとして厚生年金による上乗せで調整し、追加的負担は障害の程度に比例するものとして障害等級による差別化を図ることで、実質的に両者を公平に補填することになっていたと考えられるだろう。

しかしながら、前段で述べたような変化が起きている現在、生活に係る費用の補填のためには、まずは失われた稼得能力をより現実に即した形で評価する枠組みが必要であるし、追加的負担についても障害の程度に加えて個々の障害者の生活の実態を加味した試算が必要だと考えられる。

特に、稼得能力との関係でいえば、現在の障害者の生活においては、一般就労に就くために必要な支援とそれに伴う追加的負担が存在する。つまり、追加的負担に対する補填を障害の程度とは別に保障することで、実質的な稼得能力を向上させることにもつながるといえる。

このように、年金制度では生活に係る費用と追加的費用のそれぞれが実態に即した形で評価されるような構造をもつことが求められている。そのためには、まずは、障害者の生活における生活に係る費用と障害に伴う追加的費用は、別個のものとして捉えることが望ましい。またその上で、追加的負担の補填については、その一部もしくは全体を社会サービス制度によつて対応する場合も含め、関連諸制度との関係とそれぞれの役割を明確にし、連携させた枠組みが求められるといえる。

③ ワークフェアとの関係

稼得能力との関係以上に、ワークフェアと障害年金制度はお互いに離れた位置にあつた。それは、以前の障害者が労働における「無能力者」として社会的に労働を「免除」された存在であり、年金に限らず障害者への給付自体がワークフェアとは相容れない関係として捉えられていたためであろう。しかしながら、近年では、一部の障害者向けの給付において、ワークフェア（あるいはアクティベーション）に当たるような労働市場参加への誘導がみられるようになつてゐる。これが、社会保障給付費の増加への対抗措置としてのものなのか、あるいは障害者の社会的包摂の観点から行われるものなのかは、判断が難しいところである。

わが国の年金制度についていえば、拠出制の社会保険方式ということが被保険者の受給資格の根拠となり、ワークフェアのような就労要件はさらに設定されにくくなつてゐる側面がある。労災保険制度のように、その給付が明確に失われた稼得能力を補填するものとされていないことも、このような状況を支持する。

にもかかわらずここでワークフェアとの関係に言及するのは、実際の障害年金制度が、その実務上の手続きによつて、一部で「働ける者には給付しない」という方針を体現しているためである。それは、障害認定申請における就労状況の申告によつてである。

障害認定申請の際には病歴・就労状況等申立書の提出が求められ、そこで具体的な就労状況の記入が求められる。また、一部の障害種別については、以前は医師の意見書のなかで所見として述べられていたものが、現在では実際の就労の時間や日数、給与額なども具体的に記入する項目が設けられたのである。⁽⁷⁾ そしてその結果、就労しているというだけで等級が低く認定されるなどの訴えが障害当事者からあがつてゐる。⁽⁸⁾

このような構造は、現在の受給者を労働人口へと移行させようというものではないため、その点で明らかにワークフェアとは異なるものである。しかしながら、障害者就労および雇用における制度上の変化と、上述の変化がおきたタイミングをみれば、その関係が無関係であると言いたることは難しいだろう。

たとえば、一九〇五年の自立支援法の施行では、就労支援の抜本的強化が五本の柱の一つとして強調され、障害者への就労支援サービスにおいて職場内訓練を行うことができる新しい制度が誕生した。これは、それまでの福祉的就労から一般就労への移行率の低さを問題とし、特に知的障害者や精神障害者の就労上の課題を踏まえた新たなサービスとして、一部で評価できるものであつた（山村一九〇一一）。実際、その後には障害者の雇用者数は順調に数を増やし（山村一九〇一〇）、一九〇一三年六月一日時点では四〇万人を超えていた。⁽⁹⁾

また、雇用行政領域では、障害者雇用における基本的法律である障害者雇用促進法が、細かな改正も含めて頻繁に改正されている。重要なところでは、一九〇〇二年以降一・八%とされていた民間企業の法定雇用率が、一九〇一三年の改正によって二・〇%へと引き上げられた。またこの際には、これまで雇用率にあまり関係のなかつた中小企業に対する雇用促進を掲げ、障害者の働き方に即した短時間労働への対応も行つた。上記のような雇用者数の増加は、このような制度的な後押しがあつたことと無関係ではない。

しかし一方で、一九〇〇七年には「福祉から雇用へ」五カ年推進計画のスローガンがわが国の政府方針として掲げられている。当時の欧米諸国におけるワークフェア政策の台頭と発展（宮本一九〇一三）を考えれば、多くの障害者就労および雇用促進のための取り組みの裏に、このようなワークフェアを背景とした思想が影響していることを推測することはそれほど難しいことではない。ただし結果的には、年金を受給するために就労しないという人々を生み出すこ

ととなり、ワークフェアやそのスローガンには逆行するものとなつてゐる。

一方でこのような構造は、実際の就労状況に基づく判断が行われるため、これまでの重度障害＝稼得能力が低いと
いう直線的な関係を否定する側面もある。それが等級に反映される点についても、これが実質的な稼得能力の程度を
示した等級だと考えることもできる（実際、障害年金の等級と障害手帳の等級は必ずしも連動しない）。

しかし同時に、この構造は、稼得能力の高さと支援の必要度、すなわち追加的負担の大きさが比例しない事実と矛
盾してしまう。だからこそ、働くことでむしろその追加的負担の部分がさらに大きくなることを懸念して、就労より
も年金を取る、というような選択が行われるのである。

4-2. 自立の観点からみる年金制度の課題

山田はその著書のなかで、わが国の障害年金制度は、「障害をもつことにより失われた稼得能力および障害に伴う
特別の出費に対する一定の補填を行うとともに、社会参加の促進を一定程度保障しうる」ものであるとしている（山
田二〇〇一：p180-181）。しかし、障害年金制度の実状を見る限り、障害者の社会参加と自立した生活の実現を阻害す
るような点がいくつかみられる。

① 給付水準

わが国の障害年金の給付水準は、すでに述べたように少なくとも受傷前の所得を十分に保障できるものとはいひ難
く、障害を負った者がその生活において、受傷前と比べて経済的理由からくる相当の生活の変化を余儀なくされるこ
とは容易に想像できる。このことは、障害を負つたものが、経済的にもほかの点でも、少なからず他者からの援助を

必要とすることを示している。そして、わが国の場合、その援助提供者の多くは家族となることが考えられる。

自立＝一人で生活することではないことは間違いないが、経済的および生活上の活動において誰かの援助が無ければ生活できないということは、すなわち依存状態にあることを意味する。そして、そのような依存は自律の実現をも疎外する。仮に生活支援に社会サービスが利用できることを考えても、障害者の社会サービスの多くで一割負担が原則となっている現在、その利用には経済的資源が必要となる。つまり、十分な給付水準を充足できないことは、障害者の自立の阻害に直結する。

給付水準に関しては、単に給付水準の低さ以外にも障害者の自立を阻害する要因がある。基本的に障害年金は、障害を負った時点が若いほど給付額が少ないのである。これは拠出を前提とする保険制度においては当然のことである。なかでも二〇歳以前に障害が認定された者は、拠出がなくとも二〇歳から障害年金の受給ができるが、それは基礎年金のみである。すでに述べた通り、基礎年金のみでは家族と離れて生活することは難しい。その結果、二〇歳以前に障害を負った者は、成人後も親の庇護の下から抜け出しができないという状況を生む。言うなれば障害年金制度は、自立に向けた支援がより重要となる若い世代に対してそれをより阻害する構造をもつていているということになる。

② 追加的負担の補填

わが国の障害年金の給付において、「生活に係る費用の保障」と「追加的負担の補填」の明確な区分がされていないという点は、先に述べた給付の公平性という点のみならず、障害者の自立に関する課題をも生む。

障害に伴つて生じる追加的負担が生活費とは区別されて補填されないことの問題点は、一つにはもちろん、従来の生活費以上の支出分がカバーされないことで、相対的な生活費の減少になる可能性があるという点がある。これは基

本的に給付水準における問題である。しかし、ここで指摘したいのは、この追加的負担が何に使われるものなのかと
いう点からくる課題である。

追加的負担は、設備の改修などの物理的資源の獲得に加えて、対人援助サービスや医療を受けるためにも必要となる。そして特に対人援助型サービスは、継続的に利用の必要があり、障害者が自立した後、あるいは自立を維持していくためにこそ必要なサービスである場合が多い。外出のためにはガイドヘルパーが必要となる者もあるし、自立や就労の訓練を受けることもある。障害者が外に出て行こうとすればするほど、このような支援のニーズは高まることが考えられる。

もちろんこれらのサービスや支援が、経済的負担無く受けられるのであれば、障害年金にその補填機能がなくとも問題はない。しかしながら、障害者自立支援法施行以降、ほとんどの障害者向け社会サービスには一割負担が課せられることとなつた。また、自立支援法上の障害区分で定められた量以上のサービスを利用するためには更なる自己負担が必要となる。

しかも、さらに悪いことには、仮にその障害者に一切の所得がなくかつ家族の援助も無ければその一割負担は免除されることになるが、所得が一定程度増えれば自己負担が発生する。この所得には年金収入も含まれるため、年金受給者額が生活保護水準並みに低くない限り、この一割負担は発生することになる。また、よく言われる「貧困の罠」の理論と同様、給付の減少を理由に就労をしたがらない障害者が出現し、障害者の社会進出を益々阻害するのである。繰り返しになるが、このような課題は障害年金制度のみの課題ではなく、社会サービス制度との関係のなかで生じる課題である。しかしながら、同時に、障害年金制度と現在の障害者の生活との間の矛盾も、そこには存在する。障

害年金制度が創設された当時、障害者は働く（働けず）家族によつて養われる存在であつた。しかし現在、障害者は自立することも就労することもできる存在であり、またそあるべきだとする認識の下に障害者自身の生活も制度も存在する。

さらに、障害の概念の変化は社会サービスと自立との関係も変えた。以前は、障害者の自立は経済的に自立し、生活においても他者の支援無しに生活していくことであり、その意味で「社会サービスを必要としなくなること」であつたといえる。しかし現在では、社会サービスによつて支援を受けながら、あるいは支援を受けることで自立あるいは就労することが一般的な認識となつてゐる。

このような状況においては、障害者の自立度や稼得能力と障害に伴つて発生する追加的経済負担は、必ずしも比例も連動もしない。しかし実際には、これらは一括りにされ、稼得能力とは一致しない障害認定と年金制度への加入期間、そして拠出額によつて給付額が決定されている。その結果、障害者の社会参加を難しくし、従来どおりの家族に依存した生活を助長するような側面が生じてゐるといえる。

③ 就労との関係

障害年金制度の障害等級の認定において就労状況がより直接的に考慮に入れられることによつて、給付を受けるために就労しないという選択をする障害者が生まれることは既に述べた。これは、②追加的負担の補填の部分であげた例よりもさらに直接的で明白な貧困の罠である。そして、これが障害者の自立や社会参加に必ずしも効果的に働くものでないことも明白である。

ここでの制度上の課題は、稼得能力と障害程度、そして支援の必要性のそれぞれ連動しない要素を、固定された二

項関係（稼得能力の高い—低い、障害程度の重い—軽い、支援の必要性の高い—低い）にはめ込み、就労状況によつてそのすべてを決定している点である。もちろんその二項関係の設定に合致する障害者もいるだろうが、そうでない者も多くいることに対応できていない。そればかりか、その点について考慮することもなくこの方式（就労状況を障害認定に反映させる方式）を持ち込んだことに大きな課題がある。

二〇〇八年に実施された『障害者雇用実態調査』（厚生労働省）によれば、障害者の平均月額賃金は、身体障害者二五・四万円、知的障害者一一・八万円、精神障害者は一二・九万円となつてゐる。しかし、このうちで重度障害者の割合は身体障害が四三・〇%であるのに対し知的障害では二六・六%と低下し、精神障害については障害程度についての統計さえ用意されていない（ただし先述の通り、現在の障害年金のシステムの下では、精神障害は他の障害と比べて障害程度が軽く判定されてしまう）。雇用者数においても、障害者雇用数全体の四〇万人のうち、約三〇万人は身体障害者が占めている。これらのことからも、障害の程度と稼得能力が連動してはいないことが見て取れる。

同じ保険方式を取る労災保険が、明確に労働能力の喪失の程度を給付水準と関連付けていることを考えれば（その認定の正誤については別として）、障害年金制度においても稼得能力を持ち込むことは必ずしも否定されないと考えられる。しかしながら、そうするのであれば、稼得能力と障害の程度、そしてそれとは切り離された追加的負担や、もちろん生活上の能力障害との関係も十分に考慮し、それに適応した形で行わなければ、障害年金が単に障害者を労働から遠ざけるものになつてしまふ可能性がある。

一般就労のみが障害者の自立を意味するものではないが、現代の社会において労働は、單に自らの労働をもつて貨幣を得る以上の意味があり、社会への参加や個人の存在意義にもつながる重要な社会的活動である。だからこそ、多

くの障害者が一般就労を切望し、時には障害の克服を意味するものとして位置付けるのであり、自立した生活とも強固で直接的な関係をもつて認識される。それを阻害するということは、やはり自立の阻害に他ならないといえる。

④ 変化への対応

以前の障害の概念では、障害とは固定的で改善が見込めないものとされてきた。現在でもそれに近い状況はみられるが、しかし、一方で改善や悪化などの変化がみられる場合もある。特に精神障害や発達障害が障害として認識されたことにより、障害は時に動搖し変化するものとして認識されるようになってきた。また、機能や形態に変化がなくともその変化は起こりうる。それは環境の変化によるものである。障害の社会モデルに基づけば、障害を規定する要因の一部は環境要因であり、その意味でも障害の程度や状態は常に変化する可能性を孕んでいる。

それに対して障害年金制度が対応できないことは、障害者が常に最も悪い状態でいようとする状況を生む。つまり、障害の状態が改善したり環境調整がうまくいってより生活や就労に支障がなくなる可能性があつても、また悪い状態になつた時のこと懸念して、あえて改善が起こらない選択をするのである。

ここでの根本的な課題も、やはり障害年金制度において障害の概念が以前の古い概念を踏襲しているということである。さらにいえば、その事実にすら気づいていないといえるのかも知れない。

5・今後の年金制度に向けた示唆

5-1. 制度の根本的改革の可能性

ここで、あくまでも障害者の自立と社会参加の実現という目的に基づいて、制度の改革の可能性について考えてみ

たい。

一つには給付水準を上げることがある。現在の厚生年金による受傷前の所得水準の反映も維持するが、基礎年金の水準を、少なくとも自立した生活が可能な程度、たとえば生活保護の住居費も含めた基準額に相当する程度にまで引き上げることは必要であろう。

次に、現在の所得制限をより明確にし、実所得に応じて給付額が漸減されるように設定する。それが就労意欲の喪失につながることは、就労による所得がある程度まで追加的利益となるように減額率を調整することで対応できる。

一方で、障害に伴う追加的負担部分については、生活に係る費用や所得および就労状況とは別に換算するようになる。その際には、障害等級だけでなく実際の障害者支援サービスの利用状況を反映させる。この点は、障害年金制度の外部の制度やサービスとの調整が必要となるため、場合によつては償還払い方式（実際に使った分を後で給付する）となる可能性もあるだろう。この追加的負担の範疇に、特に若年障害者向けの自立や就労支援のサービスも含むことで、二〇歳以前に受傷した者の自立の促進も行つていく。あるいは、それを目的とした一時金などの制度を設けることも一案である。

このような改革は、見ようによつては宮本のいうサービス強化型ワークフェア（あるいはアクティベーション）政策（宮本二〇一三）のようにも取られるかもしれない。しかし、現在の障害年金制度にも緩やかとは言え所得制限が設けられていることを考えれば、問題はむしろ、所得の増加をどの程度給付額に反映させるかという点になつてくるだろう。またここであえて触れるならば、サービス強化型ワークフェアは、障害者の場合に限つていえば一般のそれとは異なる側面をもつ。障害者の自立と権利の認識が浸透し、障害者にとつて一般就労が羨望の対象となるなかで、実際に

はそれがそれほど容易でないことも事実である。その状況にあつて特にサービス強化型ワークフェア政策は、障害者が一般の労働市場へ進出することを強く後押しする側面ももつ。日本型ワークフェアの到来として批判された自立支援法も、実際にはその後の障害者の就労支援を活性化し、就労者数を伸ばすきっかけとなつてている。このことから、強制的にではなく障害者の就労を促進するような政策は、むしろ肯定的に捉えられるといえる。

また、障害年金に勤労所得による給付額の減額が持ち込まれても、それがワークフェアと大きく違うのは、就労やそのための訓練への参加をしなければ給付が受けられないというものではない点である。あくまでも個人の自発的な意思を前提とした上で、就労することが不利益とならないような状況を作り出すことで、障害年金制度は所得保障と同時に障害者の自立の促進という目的も実現しうるものとなるといえる。

5-2. 再考・「何を保障するのか」

先に障害年金制度の改革の可能性について触れた。しかしながら、ここまであげてきた障害年金制度の課題は、それがすぐに改善の必要があると結論付けるものではない。なぜなら、そもそもここに示した課題は、障害年金制度における従来の障害とそれを取り巻く概念と、現代のそれとの齟齬を示したものに過ぎないからである。

障害者の所得保障制度全体についてみれば、そもそも障害年金制度が何を保障するのか、何を目的としたもののかという点について、十分な検討と明確な位置づけが為されていない。あるいは、障害年金制度の目的を明確にした上で、障害の概念の変化を制度上に取り入れるのか、あるいはあくまでも従来の概念に基づいた方式を固持するのかという検討も、また別の段階として必要である。

その意味で、現在の矛盾がみられる状況よりも、まずそういった前提となる基本的事項が軽視されているという状況、そこに障害年金制度の現代の課題があるといえる。わが国の障害年金制度は、経済的保障を第一義的かつ最終的な目的とするのか、あるいはそれを手段として障害者の自立や社会参加までを目的として含むものなのか。その答えを出すことが、まず求められているといえる。

6. むすびにかえて

ここまで障害者の自立という点を軸に障害年金制度について概観してきた。障害年金制度についてのこれまでの議論は、無年金問題や特に精神障害などの新しい障害に対する制度の課題を取り上げるものが多く、このような議論は非常に挑戦的な取り組みでもあった。

そのため、考察がまだ不十分な点もあるだろう。しかしながら、障害者の自立と社会参加、そして一般労働市場への参加が現在ほど大きく叫ばれ、行政的関与や政策による後押しも進められている状況はこれまでなかつた。その段階にあつて、これまでのようになに障害年金制度だけがその枠の外で従前の形態を維持し続けることは、やはり不合理かつ非現実的といわざるを得ない。障害者に関するあらゆる制度・政策がそうであるように、障害年金制度についても変革が求められる時機が来ている。本稿で示した障害年金制度をめぐる考察が、その一助となることを期待する。

〔注〕

- (1) 初診日が二〇歳以前や六〇歳以上六五歳未満の場合については未加入期間となるが、受給用件を満たすことになつてゐる。

(2) 加えて障害認定を受ける必要がある。

(3) ただし、厚生年金加入者で障害が労働災害によるものであれば、さらに労災年金による給付が加わる（併給の場合は調整がされ全額給付ではないが）可能性が高く、そこで障害の等級が相当に高く認定されば、受傷以前の水準に及ぶ可能性はある。

(4) 社会的包摶 (social inclusion) という語句は、一九七〇年代にフランスで用いられたものが最初とされ、それ以前にあつた社会的排除 (social exclusion) に対するものとして登場した（宮本一〇一二）。その意味において、特に障害者に限定したものではなく、社会的に脆弱な人々とその脆弱性に伴う生活困窮に対する対抗手段として掲げられるものだといえる。

(5) 合理的配慮とは Reasonable Accommodation を原語として一九六〇・七〇年代のアメリカで誕生した概念である。障害者が障害のない者と同等の権利を享受し又行使する」とための必要かつ適切な変更や調整を指し、現在日本が批准をめざしている障害者権利条約では、この合理的配慮が提供されないことを差別と位置付け禁止している（山村一〇一）。

(6) 障害年金制度の所得制限は、基礎年金については二〇歳前傷病による場合のみ、保険料を納めていないという理由から、三九八万四千円（二人世帯）を超える場合には半額、五〇〇万一千円を超える場合には全額が支給停止される。

(7) このような変更はすべての障害種別に対するものではなく、身体障害のように客観的指標で障害程度の判断ができるににくい障害種別にのみ行われた。その点も大きな問題である。

(8) さらにつきの状況は、障害の程度が客観的指標で示しにくい精神障害や発達障害の申請の場合に特徴的で、その点も問題視されている点である。実際、障害年金の受給状況は、身体障害および知的障害と精神障害との間で大きな開きがあり、身体障害者の六七・七%、身体障害者の六七・一%が障害基礎年金を受給しているのに対し、精神障害者の場合、地域で生活する者の三四・九%しか受給していない現状がある（身体障害・知的障害については『身体障害児（者）基礎調査』（一〇〇六年値）・『知的障害児（者）基礎調査』（一〇〇五年値）より、精神障害については『精神障害者社会復帰サービス等調査』（一〇〇三年数値）より）。

(9) 厚生労働省が毎年六月一日時点の値として発表する『障害者雇用状況の集計結果』では、一〇一三年の値として、民間企業、公的機関および独立行政法人などに雇用されている障害者の数は全体で四〇八九四七・五人とされている。全体の障害者

雇用者数は、トトまで一〇年間連続で雇用数を更新している。

〈参考文献〉

- 磯野博（一〇一〇）「障害者の貧困と所得保障のあり方に関する問題提起：無年金障害者問題をおいて」『障害者問題研究』全国障害者問題研究会、二七(4)、p33-42.
- 川崎和代（一〇〇四）「障害者の所得保障を受ける権利」『大阪女子学園短期大学紀要』大阪夕陽丘学園短期大学、四八、p17-31.
- 永野仁美（一〇一一）『障害者の雇用と所得保障』信山社。
- 宮本太郎（一〇一一）『社会的包摶の政治学—自立と承認をめぐる政治対抗—』ミネルヴァ書房。
- 百瀬優（一〇〇八）「4 四つの論点から見る障害年金改革：アメリカ、スウェーデンとの比較を手がかりに」『社会政策学会誌』社会政策学会、一九、p217-246.
- 村田尚紀（一〇〇九）「障害基礎年金等の受給資格制限の合憲性：学生無年金障害者東京訴訟最高裁判決」『關西大學法學論集』関西大学、五八(5)、p883-898.
- OECD (2003) "Transforming Disability in to Ability: Policies to promote work and income security for disabled people" OECD. (＝岡部史信訳『図表でみる世界の障害者政策 障害をもつ人の不可能を可能に変えるOECDの挑戦』明石書店。)
- 山田耕造（一〇〇一）「障害者の所得保障」日本社会保障法学会編『講座 社会保障法第一巻 所得保障法』法律文化社、p163-197.
- 山村りつ（一〇一〇）「精神障害者の就労は増えたのか—政府統計にみる状況とその背景にあるもの—」『評論・社会科学』同志社大学社会学部、九二号、p81-96.
- 山村りつ（一〇一一）『精神障害者のための効果的就労支援モデルと制度—モデルに基づく制度のあり方—』ミネルヴァ書房。
- 厚生労働省職業安定局『平成二五年 障害者雇用状況の集計結果』
- 所得か自立生活か…わが国の障害年金をめぐる今日的課題（山村）

